

日本のひなた宮崎人材育成事業

募 集 要 領

受付期間：令和8年9月1日（火）～ 令和8年9月30日（水）（土曜、日曜、祝日は除く）

8時30分～12時、13時～17時

お問合せ先：公益財団法人宮崎県産業振興機構 新事業支援課 藤江

〒880-0303 宮崎市佐土原町東上那珂 16500-2（宮崎県工業技術センター2F）

TEL 0985-74-3850 FAX 0985-74-3950 E-mail fujie-junjiro@mepo.or.jp

令和8年9月

公益財団法人宮崎県産業振興機構

※この事業は、公益財団法人全国中小企業振興機関協会が実施する
「中小企業地域資源活用等促進事業」の助成金を活用して実施しています。

「日本のひなた宮崎人材育成事業」に係る 研究開発等テーマ募集要領

(公財) 宮崎県産業振興機構

1 目的

県内中小・中堅企業等（以下「中小企業等」という）の従業員等（以下「技術者等」という）の研究開発能力向上を目的に、単独または産学官連携で取り組むものづくり技術・新サービス開発・デジタル技術（以下「ものづくり技術等」という）に係る研究開発、地域課題解決（以下「研究開発等」という）に向けたものづくり技術等を活用した研究開発等を実施させる中小企業等を支援し、県内の地域課題の解決、新たな市場・産業の創出及び中小企業等のデジタル技術導入促進等、県内産業の持続・発展を促進します。

2 募集内容

中小企業等が自社に勤務する技術者等に対して、人材育成を目的とした下記の研究開発等に要する経費を助成します。

(1)「地域課題解決人材」育成（単独型、産学官連携型）

宮崎県の地域課題解決に向けたものづくり技術や新サービス、デジタル技術等を活用した研究開発等

(主な地域課題)

1 人手不足	2 地域機能の維持	3 自然災害対策	4 地球温暖化
5 他自治体との差別化	6 移住促進・定着	7 デジタル化	8 先端技術活用
9 国際化	10 地域資源有効活用		

(2)「ものづくり技術者」育成（単独型、産学官連携型）

経済産業省の「中小企業の特定期間ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針」に指定された特定期間ものづくり基盤技術（ただし、情報処理技術を除く）を活用した研究開発等

(特定期間ものづくり基盤技術)

1 デザイン開発技術	2 精密加工技術	3 製造環境技術	4 接合・実装技術
5 立体造形技術	6 表面処理技術	7 機械制御に係る技術	8 複合・新機能材料技術
9 材料製造プロセス技術	10 バイオ技術	11 測定計測に係る技術	

(3)「新サービス開発担当者」育成（産学官連携型）

経済産業省の「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」に沿った取組にかかる研究開発等

（ガイドラインに定める取組）

＜付加価値の向上＞

1 新規顧客層への展開	2 商圏の拡大	3 独自性・独創性の発揮	4 ブランド力の強化
5 顧客満足度の向上	6 価値や品質の見える化	7 機能分化・連携	

＜効率の向上＞

1 サービス提供プロセスの改善

(4)「デジタル技術者」育成（単独型・産学官連携型）

ICT 技術※ を活用した研究開発等

※ ICT 技術とは

コンピュータ及びその他の機器等またはその内部で動作するソフトウェアを用いて情報の収集、加工、電送するための技術

（重要）募集内容に関する補足

本事業における研究開発等とは、ものづくり技術を活用した研究開発や新サービスの開発及びデジタル技術の導入に向けた実証実験等を指します。従って、

研究開発等を伴わない取り組みは対象外です。

（対象外の例）

- ・ 地域の特産品等を活用した単なる試作品等の開発
- ・ 設備、備品等の購入等で完了する取り組み
- ・ 既に広く認知されており、新規性のないサービス
- ・ 単なるホームページ作成

3 応募資格

下記のいずれにも該当する者を対象とします。

- (1) 宮崎県内に事業所を有し、下記に分類される中小企業等。

資本金	10 億円未満
助成対象事業者	個人、法人(NPO 法人、社団法人・財団法人含む)、組合、中小企業等が形成するグループ ※医療・社会福祉法人及び収益事業を行っていない個人・法人は対象外

- (2) 「中小企業の特定制のつくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針（令和 4 年 2 月中小企業庁定め）」により指定された特定制のつくり基盤技術（情報処理技術を除く）を活用した研究開発等、「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン（平成 27 年 1 月経済産業省定め）」に沿った取組に係る研究開発等及び ICT 技術を活用した研究開発等をその中小企業等に勤務する技術者等を実施させる中小企業等。
- (3) 中小企業等が形成するグループ及び組合においては、その研究開発等を実施する構成員の中から、事業に係る運営管理や構成員間の相互調整を図る管理法人または事務局※を設置することにより、研究開発等を円滑に実施し、かつ、事業終了後も紛争等が生じることがないように必要な事項が整備されていること。

※ 管理法人または事務局の役割

機構から助成金の交付を受ける者であり、助成事業の運営管理やグループ及び組合構成員間の相互調整を行います。

- (4) 中小企業等の役員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係がないこと。

4 助成対象経費

研究開発等に直接必要な費用（人件費を除く）を対象とします。ただし、消費税及び地方消費税は対象外とします。

(1) 消耗品費	助成事業に直接使用する主要原料、主要材料及び副資材、消耗品の購入に要する経費（耐用年数 1 年未満または取得価格が 10 万円（税抜き）未満のもの）
(2) 設備備品費	助成事業に必要な機械装置又は工具器具等の購入、試作、改良又は据付け、修繕に要する経費（耐用年数 1 年以上かつ取得価格が 10 万円（税抜き）以上のもの） ※ 目的外使用の禁止：助成事業期間中は助成対象事業以外の目的には使用できません。したがって、生産設備として使用されるもの、非常に汎用性の高いものは対象にならないことがあります。（例：パソコン、デジカメ等）

(3) 外注費	助成事業に必要な製造、加工、設計（デザイン）、検査、分析、研究等を外注（請負、委託等）する場合の経費
(4) 謝金	外部専門家等から助成事業に助言等を必要とする場合に支払われる経費
(5) 旅費	助成事業に必要な旅費、滞在費及び交通費
(6) 会議費	助成事業に必要な知識、情報、意見等の交換、検討を行うための会議開催に係る経費（茶菓料等） ※ 茶菓料等については、参加者一人あたり数百円を目安とします。また、弁当代については、午前から午後にわたり会議を開催しなければならない場合に限り支出でき、その額は千円程度を目安とします。
(7) 研修費	助成事業に必要な知識習得等のため研修機関等に従業員等を派遣する際の受講料等（旅費を除く）
(8) 通信運搬費	助成事業に必要な試作品等の運搬費 （物品等の購入等に係る送料は対象外）
(9) 使用料及び賃借料	助成事業に必要な機械装置・ソフトウェア・施設の借用、使用料、リース料、ライセンス使用料（借用等に係る契約期間が助成期間を超える場合は、按分等により助成期間分を算出）
(10) 研究委託等経費 （「産学官連携型」のみ助成対象）	助成事業に必要な研究の一部を大学、高等専門学校、公設試験研究機関に委託等を行う際の経費
(11) 共同グループへの経費	(1)～(9)の経費で、共同グループが計上する費用の合計額
(12) 間接経費	助成事業の実施に伴う管理等に必要な費用のうち、当機構が必要と認めた経費（ただし、助成対象事業の対象経費として支出する経費は対象外） ※(1)～(11)の経費の合計の10%を上限に計上できます。

5 助成対象計画期間、助成率及び助成限度額

機構からの助成金は、精算払により以下のとおりとします。なお、地域課題解決に係る研究開発等については、助成率を優遇します。

助成対象計画期間	助成限度額 ^{※3}	助成率
交付決定日から 18ヶ月以内	(1) 地域課題解決人材育成 【単独型 [※] 】 100万円 【産学官連携型 [※] 】 200万円	3/4 以内
	(2) ものづくり技術者育成 【単独型 [※] 】 100万円 【産学官連携型 [※] 】 200万円	2/3 以内
	(3) 新サービス開発担当者育成 【単独型 [※] 】 100万円 【産学官連携型 [※] 】 200万円	
	(4) デジタル技術者育成 【単独型 [※] 】 50万円 【産学官連携型 [※] 】 100万円	

※ 単独型は中小企業等が単独またはグループを形成して実施する研究開発等、産学官連携型については、中小企業等及び大学、高等専門学校、公設試験研究機関が連携して実施する研究開発等を対象とします。

6 選定基準

助成対象となる研究開発等テーマは、次の基準により選定されます。

- (1) 事業の目的や技術者等の育成(特に課題解決能力・専門能力・マネジメント能力)に資するものであるか。
- (2) 事業の内容が地域課題、提案企業や技術者等が抱える課題解決に資する内容であるか。
- (3) 取り組むテーマに優位性や強み等の特徴が認められるか。新サービス開発においては、新規性が認められるか。
- (4) 技術者等が円滑に事業を実施するための十分な体制が整っているか。

なお、下記の企業については、審査において優遇措置があります。

- ・ 100億宣言の申請を行い、公表された企業
- ・ パートナーシップ構築宣言を行い、公表された企業

7 申請手続き

申請される方は「提案書」に添付資料を添え、(公財)宮崎県産業振興機構 新事業支援課まで、直接持参・提出してください。

用紙の規格は、A4サイズとし、文章作成は正確を期すため、パソコン等を使用してくだ

さい。様式は当機構ホームページ（URL・<http://www.mepo.or.jp/>）からダウンロードできます。

(1) 添付資料

提案書には、次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

- ① 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）または定款（個人の場合は業務経歴書等）
- ② 会社パンフレット（会社概要が分かるもの）
- ③ 直近1年分の決算関係書類（個人の場合は確定申告書類）
- ※ NPO法人、社団法人・財団法人については、収益事業を実施していることが確認できる書類（収益事業開始届出書 等）

注1：グループ及び組合で提案する場合、管理法人・事務局を除く構成員は上記①、②の資料と、「助成事業に係る確認書(様式1)」を添付して下さい。

注2：産学官連携型で提案する場合、上記添付書類に加え、連携する研究機関等から「助成事業に係る確認書(産学官連携型)(様式2)」

なお、提出された書類は、機構において本事業の審査のみに使用します。また、提案書は返却しませんので、後日必要が生じる場合などに備えて原本の控えをお取り下さい。

(2) 提出部数

提案書：2部（1部は正本、1部は正本のコピー）

添付資料：各1部

(3) 提出締切日

令和8年9月30日（水）午後5時まで（必着）

8 研究開発等テーマの選定と採択者の公表

研究開発等テーマの選定は、審査会での審査結果を踏まえて行います。

なお、審査会は本事業を実施する技術者等のうち、主たる実施者からのプレゼンによる説明を実施後、質疑等による内容で実施します。

採択結果は、当機構から提案者（グループ及び組合の場合は、管理法人または事務局）に通知します。また、採択されたテーマは機構HPにて公表します。

9 購入機器の取扱

助成事業で取得又は製作した機械装置等の所有権は、取得者又は製作者に帰属します。

10 成果の取扱・普及等

(1) 成果報告書

助成事業完了後、成果報告書を実績報告書に添付して機構に提出していただきます。

(2) 成果の普及

成果については、事業終了後の成果発表会で発表をしていただくとともに、機構が行う普及事業に協力していただきます。

(3) 成果の帰属

本事業を実施することにより知的財産権が発生した場合、その知的財産権は助成事業者に帰属します。

1 1 その他

(1) 研究開発等テーマが採択された場合は、当機構の規程等に従って事業を実施していただきます。

(2) 採択された研究開発等テーマについては、助成金の交付が決定した後、スタートしていただくことになります。管理法人又は事務局は、本事業の運営管理やグループ構成員間の相互調整を図る者として、機構との窓口となり、事業の進行・管理等の責任を負うことになります。

(参考) 助成制度の要件等

助成対象事業者	資本金 10 億円未満の個人、法人 (NPO 法人、社団法人・財団法人を含む)、組合、グループ ※医療・社会福祉法人及び収益事業を行っていない個人・法人は対象外				
助成対象事業	地域課題解決人材育成	ものづくり技術者育成	新サービス開発担当者育成	デジタル技術者育成	
	宮崎県の地域課題解決に向けたものづくり技術や新サービス、デジタル技術等を活用した研究開発等	国の「特定ものづくり基盤技術」を活用した研究開発等	国の「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」に指定された手法に係る研究開発等	ICT・IoT・AI 等デジタル技術を活用した生産・製造現場等の効率化や省力化、新たなサービスの提供等に係る研究開発等	
助成限度額	【単独型】 100 万円 【産学官連携型】 200 万円	【単独型】 100 万円 【産学官連携型】 200 万円	【単独型】 100 万円 【産学官連携型】 200 万円	【単独型】 50 万円 【産学官連携型】 100 万円	
単独型及び産学官連携型の要件	単 独 型：県内中小企業等が単独または企業グループを形成して実施する研究開発等 産学官連携型：県内中小企業等及びグループが、大学、高等専門学校、公設試験研究機関と連携して実施する研究開発等				
助成対象経費	消耗品費、設備備品費、外注費、謝金、旅費、会議費、研修費(本事業の実施に必要な研修に限る)、通信運搬費、使用料及び賃借料、研究委託等経費(産学官連携型のみ)、間接経費				
助成対象計画期間	交付決定日から 18 ヶ月以内				
助 成 率	【地域課題解決人材育成枠】 3 / 4 以内 【その他】 2 / 3 以内				